

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 公開買付けに関する開示</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 発行者による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二―第十四条の三の十三）</p> <p>第三章の二（第九章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（訂正報告書を提出した旨の公告）</p> <p>第四条の二 法第二十四条の二第二項の規定による公告は、次のいずれかの方法により、遅滞なく、しなければならない。</p> <p>一 内閣府令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織（法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置をとる方法（以下この条において「電子公告」という。）</p> <p>二 内閣府令で定めるところにより、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 公開買付けに関する開示</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 発行者による上場株券等の公開買付け（第十四条の三の二―第十四条の三の十二）</p> <p>第三章の二（第九章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

2| 前項の規定により電子公告による公告をする者は、法第二十四条の第二項に規定する訂正報告書に係る訂正の対象となつた有価証券報告書及びその添付書類を提出した日から五年を経過する日までの間、継続して当該電子公告による公告をしなければならない。

3| 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該電子公告による公告をすることができない場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を得て、電子公告に代えて、第一項第二号に掲げる方法その他の内閣府令で定める方法により公告しなければならない。

4| 第二項の規定にかかわらず、同項により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかつたこと又はその情報がその状態に置かれた後変更されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。

一| 公告の中断が生ずることにつき電子公告による公告をする者が善意でかつ重大な過失がないこと又は電子公告による公告をする者に正当な事由があること。

二| 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三| 内閣府令で定めるところにより、電子公告による公告をする者が公告の中断が生じたことを知つた後速やかにその旨、公告の中

断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

第四条の三 (略)

(公開買付開始公告等)

第九条の三 法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項、第二十七条の十一第二項及び第二十七条の十三第一項の規定による公告は、次のいずれかの方法によりしなければならない。

一 内閣府令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使用する方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置をとる方法(第三項から第五項までにおいて「電子公告」という。)

二 内閣府令で定めるところにより、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙(産業及び経済に関する事項を一般的に報道する日刊新聞紙を含む。次条第一号及び第十四条の三の四第一項第二号において同じ。)に掲載する方法

2 | 前項の公告(法第二十七条の八第十一項の規定によるものに限る。)は、直ちにしなければならない。

3 | 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告をした後遅滞なく、当該公告をした旨を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない

第四条の二 (略)

(新設)

らない。

4 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告をしなければならない。

一 法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項及び第二十七条の十一第二項の規定による公告
公開買付期間の末日

二 法第二十七条の十三第一項の規定による公告
当該公告の開始後一月を経過する日

5 第四条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により電子公告による公告をする者について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「第九条の三第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九条の三第四項」と読み替えるものとする。

(応募株券の数等の公表)

第九条の四 法第二十七条の十三第一項の規定による公表は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる報道機関に対して公開する方法によりしなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の販売を業とする新聞社

二 前号に掲げる新聞社に時事に関する事項を総合して伝達することを業とする通信社

(新設)

三 日本放送協会及び一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律
第三百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をい
う。第三十条第一項第一号ハにおいて同じ。）

（公開買付者の関係者）

第十条 法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、
次に掲げる者とする。

一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う証券会
社又は銀行等（銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲
げる金融機関をいう。第十四条の三の五第一号において同じ。）

二 （略）

（買付け等の期間等）

第十四条の三の三 法第二十七条の二十二の二第二項において準用す
る法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買
付者（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十
七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において
同じ。）が公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項に
おいて準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。
第十四条の三の八第四号を除き、以下この節において同じ。）を
行つた日から二十日以上で六十日以内とする。

256 （略）

（公開買付者の関係者）

第十条 法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、
次に掲げる者とする。

一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う証券会
社又は銀行等（銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲
げる金融機関をいう。第十四条の三の四において同じ。）

二 （略）

（買付け等の期間等）

第十四条の三の三 法第二十七条の二十二の二第二項において準用す
る法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買
付者（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十
七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において
同じ。）が公開買付開始公告（法第二十七条の二十二の二第二項に
おいて準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。
第十四条の三の七第四号を除き、以下この節において同じ。）を
行つた日から二十日以上で六十日以内とする。

256 （略）

(公開買付開始公告等)

第十四条の三の四 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項、第二十七条の十一第二項及び第二十七条の十三第一項の規定による公告は、次のいずれかの方法によりしなければならない。
い。

一 内閣府令で定めるところにより、開示用電子情報処理組織を使用する方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置をとる方法(第三項から第五項までにおいて「電子公告」という。)

二 内閣府令で定めるところにより、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

2 | 前項の公告(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の八第十一項の規定によるものに限る。)は、直ちにしなければならない。

3 | 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、内閣府令で定めるところにより、当該公告をした後遅滞なく、当該公告をした旨を、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。

4 | 第一項の規定により電子公告による公告をする者は、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告をしなければならない。

一 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七

(新設)

条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項及び第二十七条の十一第二項の規定による公告 公開買付期間の末日

二 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第一項の規定による公告 当該公告の開始後一月を経過する日

5 第四条の二三項及び第四項の規定は、第一項の規定により電子公告による公告をする者について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは、「第十四条の三の四第四項」と読み替えるものとする。

6 第九条の四の規定は、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第一項の規定による公表について準用する。

(公開買付者の関係者)

第十四条の三の五 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一 公開買付者のために第十四条の三の三第四項に規定する事務を行う証券会社又は銀行等

二 (略)

第十四条の三の六 (略)

第十四条の三の四 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一 公開買付者のために前条第三項に規定する事務を行う証券会社又は銀行等

二 (略)

第十四条の三の五 (略)

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 第十四条の三の五各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

三 第十四条の三の五各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

四 第十四条の三の五各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

五 第十四条の三の五各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

第十四条の三の八・第十四条の三の九 (略)

(公衆縦覧を行う証券業協会)

第十四条の三の十 法第二十七条の二十二の二第二項において準用す

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の六 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 第十四条の三の四各号に掲げる者が第七条第二項各号に掲げる買付け等をする場合

三 第十四条の三の四各号に掲げる者が公開買付者以外の者の委託を受けて買付け等をする場合

四 第十四条の三の四各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

五 第十四条の三の四各号に掲げる者が、その有する上場株券等の売買に係るオプションを行使し、又はその付与していた上場株券等の売買に係るオプションが行使されることにより買付け等をする場合

第十四条の三の七・第十四条の三の八 (略)

(公衆縦覧を行う証券業協会)

第十四条の三の九 法第二十七条の二十二の二第二項において準用す

る法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める証券業協会は、第十四条の三の六に規定する証券業協会とする。

(発行者による上場株券等の公開買付けに関する読替え)

第十四条の三の十一 (略)

2・3 (略)

第十四条の三の十二・第十四条の三の十三 (略)

(開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続又は任意電子開示手続の方法等)

第十四条の十 法第二十七条の三十の三第一項又は第二項の規定により開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続(法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は任意電子開示手続(法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う者は、内閣府令で定めるところにより、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する入出力装置により入力して行わなければならない。

2 (略)

る法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める証券業協会は、第十四条の三の五に規定する証券業協会とする。

(発行者である会社による上場株券等の公開買付けに関する読替え)

第十四条の三の十一 (略)

2・3 (略)

第十四条の三の十二・第十四条の三の十三 (略)

(開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続又は任意電子開示手続の方法等)

第十四条の十 法第二十七条の三十の三第一項又は第二項の規定により開示用電子情報処理組織(法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。)を使用して電子開示手続(法第二十七条の三十の二に規定する電子開示手続をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は任意電子開示手続(法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続をいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う者は、内閣府令で定めるところにより、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する入出力装置により入力して行わなければならない。

2 (略)

(公表措置)

第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

- 一 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は

(公表措置)

第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

- 一 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当若しくは分配、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は

当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ・ロ (略)

ハ 日本放送協会及び一般放送事業者

二 (略)

2 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一〇五 (略)

六 第四条の二第三項の規定による承認

3・4 (略)

当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イ・ロ (略)

ハ 日本放送協会及び放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

第二条第三号の三に規定する一般放送事業者

二 (略)

2 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項において同じ。)が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一〇五 (略)

(新設)

3・4 (略)

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 三 (略)

四 第九条の三第五項及び第十四条の三の四第五項において準用する第四条の二第三項の規定による承認

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 三 (略)

(新設)